

善意に感謝します

平成17年1月分

各社会福祉協議会に次の方々からたくさんの善意をお寄せいただきました。
(順不同・敬称略)
ありがとうございます。



《大宮町社会福祉協議会・善意銀行へ》

市野沢ゆき子(宇留野) 使用済み切手8枚
(有)ウエノ自動車
代表取締役 市野沢和子

使用済みテレホンカード339枚
(財)茨城県体育協会 使用済み切手600枚
常陸大宮ライオンズクラブ

会長 瀧 正秀 金60,000円
未来工業(株)水戸営業所
使用済み切手750枚

《山方町社会福祉協議会・善意銀行へ》

桐原 久雄(野上) 金100,000円

《御前山村社会福祉協議会・善意銀行へ》

水戸ヤクルト販売(株) 金10,000円
※11月にいただきました。
大森 正道(長倉) 金500,000円
青木 藏男(下伊勢畑) 金1,611円
石沢 京子(長倉) 使用済み切手163枚
宮下 恵子(上伊勢畑) 小梅 4kg

知って得する 消費者情報①

裁判所からの書類とは？ —こんなのが届いたら？—

最近、送付された架空請求のハガキに、「裁判」や「訴訟」の文字があり、その文面を読むとさらに不安をあおるような内容になっているようです。また、少額訴訟や支払督促などの制度を悪用した不当請求に関するテレビでの放映後、架空請求のハガキを受け取った方の困惑や不安な様子が見受けられます。



裁判所からの送達の特徴は次のとおりです。

- 「特別送達」という記載がある封書で送付されるので、ハガキで送達されることはない。
- 送達は書留扱いで行われ、受取りに印鑑が必要。
- 封書には裁判所名の記載がある。
- 封書には呼出状と併せて答弁書の様式が同封されている。
- 郵便局員が直接手渡しをするため、郵便受けに入っていることはない。

このような封書が送付されることは、ごくまれであると思われます。裁判所の名前で届いた場合には、必ず、電話会社の番号案内、または電話帳で裁判所の電話番号を確認した上で問い合わせをするか、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

〔消費生活相談窓口〕

水戸 ☎029(2225)6445

※月曜から金曜日

午前9時から12時

午後1時から4時30分

4月から県の出先機関の名称が変わります

市町村合併に伴い、平成17年4月から次の県の出先機関の名称等が変更になります。当地域に該当する機関は次のとおりです。

- 大宮地方福祉事務所 → 県北地方総合事務所に統合
- 大宮保健所 → 「常陸大宮保健所」に名称変更
- 大宮地域農業改良普及センター
→ 「常陸大宮地域農業改良普及センター」に名称変更
- 大宮土木事務所
→ 「常陸大宮土木事務所」に名称変更

